

令和3年9月24日

保護者 様

湯前町立湯前中学校 校長 新川 晃英

PTA会長 北崎 智章

自転車損害賠償保険義務化について

このことについて既にご存知のとおり、熊本県では条例を改正し、自転車損害賠償保険等への加入が令和3年10月1日から義務化されることになりました。(別紙参照)

なお、本校PTAでは、自転車事故に対する保険について、下記に示す内容で加入しておりますのでお知らせします。内容をご確認ください。

記

- 1 加入保険 熊本県PTA連合会「児童・生徒賠償責任保険」**※全員加入済み**
【掛金：生徒1人あたり270円 **※学年費にて徴収済み**】
- 2 補償対象者及び保障対象期間
本校在籍の生徒で1年間・24時間補償
- 3 補償内容 生徒が日本国内で日常生活中に起こした事故による賠償責任を補償
【対人・対物共通：1事故につき1億円(免責5千円)】
- 4 補償対象事故例
 - ・自転車に乗っていて交通事故を起こした
 - ・石を投げて窓ガラスを破損した
 - ・転倒した際に窓ガラスを破損した
- 5 その他
 - ・4月に配付したPTA総会資料にその他の保険の資料を入れています。
 - ・お尋ね等ありましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

【お問い合わせ】

湯前町立湯前中学校

教頭 矢野 佳之

TEL 43-2022